

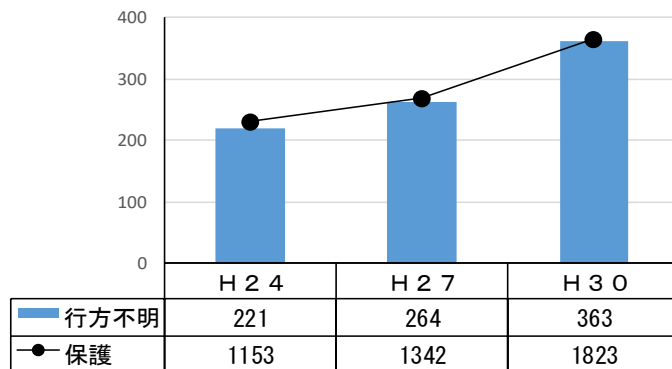
資料

令和元年度広島県介護サービス事業者集団指導研修

広島県警察本部

## 1 県内の認知症高齢者の行方不明届と保護件数

認知症高齢者の行方不明・保護の状況



行方不明と保護件数が増加傾向にあります。負傷したり亡くなって発見されるケースを防ぐために一刻も早い警察への通報をお願いします。

## 2 「認知症の人が道に迷う原因」について

認知症だから目的も無く歩き回るわけでは決してありません。

何か目的があって外出（行動）したものの、途中でその目的自体を忘れたり、見当識障害により方向感覚が薄らぐことで帰る場所が分からなくなり、道に迷って歩き回る結果になるのです。

## ～原因の一例～

帰宅願望性～引っ越したり、病院や施設に入ったりした場合は顕著です。

子どもの頃に暮らしていた家に帰りたと思うこともあります。

勤 勉 性～定年になったにも関わらず、仕事の癖が抜けずに会社に出勤しようとしたり、料理をする必要が無いのに買い物に行こうとします。

親 密 性～同居していない家族に会いに行こうとしたり、親や家族の墓参りに行こうとします。

生理的要因～歯磨きやトイレなどに行こうとして間違えて外に出てしまうことがあります。

## 3 行方不明の認知症高齢者を早く発見するために

## (1) まず最初に警察へ連絡をする

110番に掛けて行方不明の状況や服装などを伝えてください。

よく行く場所や日頃の会話に出てくる場所などが探すヒントになります。

手配が早ければ早いほど、無事に発見できる確率が高くなります。

正式な行方不明届の提出については、別途警察署の指示に従ってください。

## (2) いざという時に備えておく

- ・ 本人と分かる写真を準備しておく。
- ・ 氏名・連絡先を身につけてもらう。  
(持ち物や靴や衣服などに名前を書く)
- ・ 市町にはいかいSOSネットワーク制度があれば、家族に登録を検討してもらう。



